

十五世紀中葉における伊勢氏権力構造と被官衆

中島丈晴

Power Structure of the Ise Clan in the Mid-15th Century and Hikan

NAKAJIMA Takeharu

はじめに

- ① 伊勢氏被官衆の組織形態
- ② 伊勢氏の軍事力評価をめぐる諸問題
- ③ 伊勢氏権力の被官編成における構造的的特質
むすびに

【論文要旨】

伊勢湾・知多湾・三河湾・渥美湾を伊勢湾内海として広域的にとらえると、交通の要衝が室町將軍権力によって掌握されていたことが知られる。本論では残存史料が豊富で、伊勢湾内海とも関わりを持った將軍側近・政所執事の伊勢氏を通して、その権力編成が伊勢湾内海地域に与えた歴史的影響を探った。

そのために本論では、十五世紀中葉における伊勢氏と被官衆との結合関係の分析を通して、被官衆の組織形態の全体像を把握し、その編成原理を明らかにするとともに、伊勢氏権力構造の特質についても検討することを課題とした。

伊勢氏の家政職員である在京被官は、將軍家御物奉行として室町殿に供奉するとともに、在国して各地の「住人」を自身の寄子とし、伊勢氏被官化形成の重要な役割を担っていた。在京被官による、在国被官から伊勢氏への「御対面始」「代始出仕」、進物の取り次ぎは個別的なものではなく一般的に定着しており、在京被官と在国被官は「申次―寄子」関係による編成であったといえる。

伊勢氏の軍事基盤と評価される在国被官は、それに対する奉仕として在京被官に武力協力をしたと推測される。料所代官として在国し、自身の領国的基盤をもたない在京被官が、しばしば伊勢氏から守護譴責に対する幕府御家人への合力を命じられてい

るのはそれゆえと考えられる。つまり両者は権力編成上におけるギブアンドテイク関係にあったといえる。しかし、在国被官は農業経営から分離しておらず、在地で直面する諸問題にさいし自力救済の「弓矢」に及ぶなど分裂・対立することがあり、軍事基盤としては不安定であった。

在京被官と在国被官の「申次―寄子」関係に対し、伊勢氏と在京被官は、相続安堵過程の分析から、家同士の結びつき、「奉行」「預所」など家産経営権の安堵といった点が確認され、家政職員としての活動とあわせ、まさに家産官僚制による編成であったといえる。つまり伊勢氏権力は、家産官僚制と「申次―寄子」関係の二重の編成原理によって構成されていた。権勢を誇った伊勢貞親が没落した文正の政変における被官衆の動向の違いは、編成原理の相違による伊勢氏権力の構造的な問題であったと考えられる。

こうした伊勢氏権力構造の特質にもとづく権力編成こそ、戦国期にいたるまで伊勢湾内海地域において伊勢氏被官の系譜を引く国人たちが活躍しえた背景であったと考えられる。

【キーワード】伊勢氏、被官、家産官僚制、申次、寄子

はじめに

伊勢湾・知多湾・三河湾・渥美湾を伊勢湾内海として広域的にとらえると、半島、島嶼、河川、入海などが交通の結節点・中継点として重要視されるが、室町期の当該地域に目を配ると、鎌倉時代以来の足利家領であったこともあり、幕府料所が設定され奉公衆が配置されていたことが知られる。そして留意すべきはその配置ポイントが交通の要衝といえる場所に少なからず存在することである。これは伊勢湾内海交通路が將軍権力によって掌握されていたことを示している。こうしてみれば、伊勢湾内海は交通史や地域史のなかでとらえようとする視点ばかりでなく、將軍権力およびその権力編成の視角からもアプローチしうる可能性を持っているといえよう。本論が伊勢湾内海に注目するのもそれゆえである。ただし、奉公衆にはまとまった史料が少ないため分析素材とはなりにくい。そこで本論では、將軍側近であり、政所執事を勤めた伊勢氏に注目することで如上の点に迫りたい。伊勢氏は幕府料所である知多郡（知多半島）を有するなど、当該地域との深い関わりが予測されるからである。伊勢氏の権力編成の特質とはいかなるものか、またそれが伊勢湾内海地域に及ぼした影響を及ぼしたのか。その検討のためには伊勢氏権力構造および被官衆編成の分析が不可欠と考える。

本論は、こうした問題関心にもとづき、十五世紀中葉の伊勢貞親・貞宗期を中心に、伊勢氏と被官衆との結合関係の分析を通して、被官衆の組織形態の全体像を把握し、その編成原理を明らかにするとともに、伊勢氏権力構造の特質についても検討しようとするものである。

伊勢氏に関する研究は多岐にわたるが、当該期伊勢氏権力を支えた独自の権力基盤の構成要素たる被官衆については、新行紀一⁶、五味文彦⁷、井原今朝男らの研究があげられる。以下でその成果と課題についてまと

め、本論における検討課題を明確にしておきたい。

新行紀一は、伊勢氏被官である三河松平氏を幕府体制の中に位置づけるための前提として、伊勢氏被官の実体について検討した。その結果、被官に関する基本的事実関係がほぼ網羅されると同時に、それまで將軍家との個人的情誼関係から説明されていた伊勢氏の権力が、独自の被官層の形成に立脚していたことを明らかにした。

五味文彦は、十五世紀中葉における幕府の政治構造を検討するなかで伊勢氏の権力構造の実体を分析し、奉行人による独自の文書発給・支配対象としての被官群の存在、料所経営などの奉行人の存在などから、それを「家政権力」と規定した。五味が提起した「大名制」概念については批判があるものの、伊勢氏の権力構造論としてはもともとまとまった論考である。

さらに近年井原今朝男は、蛭川氏が、氏族制の原理にもとづく同名関係によって文書発給や料所経営など伊勢家の家政運営に多角的に携わっていたことを明らかにした。

五味が規定した伊勢氏家政権力のうち、在京活動に従事する家政職員の実態については研究が深化しつつある。一方で、史料制約もあって、在国して伊勢氏権力の基盤となったとされる被官群についての研究はあまり進んでいないのが現状である。同時に、これまでの研究では、こうした被官衆の活動実態はもとより、その組織形態についても十分な検討がなされているとはいえない。

伊勢氏被官衆の組織形態について新行紀一は、「伊勢被官は伊勢内衆（五味のいう在京被官―筆者註）との接触を契機に被官化し、伊勢氏当主と対面して被官関係が確定され、内衆を寄親としてその下に統率されていた。」とまとめている。また五味文彦は、蛭川・野依・堤氏など政所政務に関わりうる者たちを在京被官、各地における伊勢氏の勢力基盤となった被官を在国被官と分類し、在京被官が料所代官として在国し、

そこで果たした役割の一つとして、「料所の住人等を寄子等の形式で被官化し、伊勢氏被官群の一層の拡大を担っていた」ことをあげている。¹²⁾

また井原今朝男は、在地住人層の伊勢氏被官化にさいし、在京被官が「伊勢貞親に申請して国人と伊勢貞親との『御対面始』を実施し、伊勢家と被官人との主従関係締結の儀礼を組織」したことを指摘した。¹³⁾この点はこれまで明確に指摘されておらず、あらためて伊勢氏被官化過程における在京被官の重要性が明らかになったといえよう。

以上の研究を通して住人層の伊勢氏被官化過程は明らかにされた。しかし、伊勢氏被官という枠組のなかにおける在京被官と在国被官の関係性については、「内衆を寄親としてその下に統率」、「寄子等の形式」など、事実関係の指摘にとどまり具体的な検討がなされていない。

こうした現状を踏まえ、本論では以下の点について検討していきたい。第一に、伊勢氏被官衆の組織形態について、伊勢氏・在京被官・在国被官の相互関係に留意しつつ検討する。新行紀一、五味文彦、井原今朝男の研究によって伊勢氏被官がいかに形成されたかについては明らかにされているものの、それら被官が伊勢氏権力のなかでどのように組織されていたかの全体像が明瞭になっていない。そのさい、これまでも指摘されている「寄子」にとくに注目し、伊勢氏権力の編成原理についても探りたい。

第二に、伊勢氏の軍事力について、在地における被官の動向に留意して検討する。伊勢氏の軍事力が十全に機能しなかったことはすでに新行紀一が指摘し、その理由として、独自の領国をもたず、政所執事の立場に依拠して形成された被官組織であったがために、「伊勢氏の命令によって集中的に戦場へ動員される条件を欠いていた」¹⁴⁾からとし、封建的主従関係が未形成であったからとする。しかし、伊勢氏と在国被官の関係の希薄さは、本論第三章第二節で明らかにするように、伊勢氏権力の構造的問題である。伊勢氏の軍事基盤と考えられている在国被官につい

ては、これまでの研究で、最大で一〇か国八一人が検出されている。¹⁵⁾しかし、多数の被官を抱えているだけでは軍事力が強大であったと評価することはできない。むしろそれらを十全に機能させるだけの求心性と軍事動員システムが構築されていたかどうかが問題である。

第三に、伊勢氏と被官衆との主従関係の維持・相統過程について検討する。その検討を通して、第一、第二で検討する伊勢氏と被官衆との結合関係のあり方の相違が何に起因するのかを探りたい。これまでの研究では、もっぱら被官形成の側面のみが注目されており、維持・相統についての具体的研究はみられない。

以上の検討を通して伊勢氏権力構造の特質の一端が明らかになると思われる。

第一章 伊勢氏被官衆の組織形態

本章では、先学の研究成果にもとづきながら、伊勢氏・在京被官・在国被官の相互関係について検討し、伊勢氏権力の組織形態の全体像を明らかにしたい。

第一節 将軍家御物奉行と在京被官

かかる問題の検討には、室町殿との関係性にも留意しなければならぬ。実際、在京被官は将軍家御物奉行として室町殿とも関わっていた。その意義についてはじめて言及した井原今朝男は、蜷川氏など在京被官が将軍家の御物奉行を勤めている事実をもって、「蜷川氏は将軍家の家人化しており、政所執事伊勢氏の被官・家宰でもあるという二重の主従関係にあった。」¹⁶⁾と評価している。この点を次の史料から具体的にみておこう。

〔史料一〕『増補統史料大成 斎藤親基日記』文正元年（一四六六）三

月十七日条

- (前略)
- 奉行、政所 左、蜷川出雲守、
被官人、 右、蜷川新左衛門尉親元、 并政所公人等、
- (中略)
- 一、御物 左、蜷川式部丞、
右、蜷川孫三郎、 政所役、
- (以下略)

これは、文正元年三月十七日の將軍家伊勢參宮出立に関する記事の一部である。蜷川氏四名および政所公人が御物役を勤めている。早くこの史料に言及した平野明夫は、「奉行」、「政所被官人」、「政所役」を区別せずに「御物奉行は、幕府政所被官としての勤仕」と把握している。しかし、文言の配列から、蜷川氏が「奉行」、政所公人が「政所被官人」、「政所役」に相当するものと考えられ、両者は区別すべきであろう。こうしてみると蜷川氏は、政所下級職員が果たす「政所役」としての所役ではなく、伊勢氏被官として独自に御物「奉行」として室町殿に供奉したものと位置づけることができる。

第二節 伊勢氏権力における在京被官と在国被官の関係性

伊勢氏被官である在国被官は、同時に在京被官の寄子でもありつづけた。それを蜷川出雲守の事例からみてみよう。

『増補続史料大成 親元日記』¹⁹⁾ 寛正六年(一四六五)九月十日条(一四二三頁)に「出雲守寄子江州海津衆饗庭・田屋・新保、此三人上洛各御樽一荷・鯁十進上候、御対面」とみえる出雲守寄子饗庭氏は、約半年前の『親元』寛正六年二月一日条(一一一九七頁)に「武庫御被官 江州海津饗庭次郎太郎鱒十・鯛一掛進上之」とみえ、すでに武庫²⁰⁾伊勢貞宗被官であったことがわかる。つまり、蜷川出雲守ら在京被官と饗庭氏ら²¹⁾在国被官は、伊勢氏被官という枠組みでは共通しているものの、その中でも在国被官は在京被官の寄子として、その保護下にあったのであ

る。蜷川出雲守が主従関係締結の「御対面始」を取りなしたのも寄子の保護義務によるものであろう。

では、こうした蜷川出雲守と寄子との関係性は、特定の在京被官と在国被官との間における個別の関係だったのか、それとも一般的に定着したものであったのか。その点を明らかにするためには、蜷川出雲守以外の在京被官においても在国被官の取りなしが行われていたかどうか検討しなければならぬ。以下の事例をみよう。

○御対面儀礼の取りなし

・『親元』 文明十三年(一四八二)二月廿一日条(二二二五頁)

一、今江弥五郎重祐、はしめて御被官にまいる、野依申次、

○進上物の取りなし

・『親元』 寛正六年(一四六五)十二月一日条(二二四二頁)

御被官広戸但馬入道狸進上御返事掃部、同実泉院納豆御返事申候、

・『親元』 文明五年(一四七三)八月二日条(二一九〇頁)

御被官松寿坊仙登三井寺法し、樽一荷、一種進上御返事調之、蜷丹州申次、

・『蜷川親元日記』(『大日本史料』八編之十一、文明十年(一四七八)

雑載(一三五頁)

一、御被官江州北郡今井清九郎、御礼五百疋進上六日納之、龍、阿二渡之、

聽松院御時、以蜷川出雲守一申入云々、(以下略)

・『親元』 文明十三年十月十六日条(二二二五八頁)

一、御被官江州宮部次郎兵衛尉御礼ニ參洛、太刀金、百疋進上、
齋小次取次、御対面、兵庫殿へ太刀、百疋進上、

・『親元』 文明十五年(一四八三)正月九日条(二二二九頁)

一、御被官江州善浄坊全潤參賀、
太刀、百疋進上、

兵庫殿へ

太刀金、〆百疋進上、共以斎藤小次郎申次、

・『親元』文明十五年正月十九日条（二二一九六頁）

一、御被官富田掣法し、今春御札申、代々御対面、

かん一、のしあハひ二百本、御たる二か、以上、

兵庫殿へ

かん一、とり一番、御たる一か、以上、堤三兵申次、

傍線部が在国被官、波線部が在京被官である。²¹⁾在京被官はいずれも

「申次」「申」「申入」「取次」など、在国被官から伊勢氏への御対面や進物を取りなしていることがわかる。蜷川出雲守が寄子の「御対面始」

を取りなすさいにも「武庫御被官依²²⁾蜷出雲申^レ之、始御対面」（後掲〔史料七〕）、「蜷出雲守申御被官人事、御対面始也」（後掲〔史料八〕）とあるから、これらは在京被官による同様の取りなしと考えられる。

以上から、伊勢氏権力内においては、在国被官が伊勢氏に「御対面始」をして被官化するさいや、進物を進上するさいには、在京被官の取りなしを必要とすることが一般的に定着していたといえる。こうしてみれば、在京被官は申次として、それを梶子に在国被官を自身の寄子として編成しえたものといえよう。そこで、こうした在京被官と在国被官との間における、取りなしを媒介とした編成を、本論では史料上の名称を援用して「申次―寄子」関係と呼称しよう。

第三節 文書発給システムにみる家政文書と被官文書

前節で指摘した「申次―寄子」関係は、文書発給の側面においてもみられる。この点について、すでに新行紀一は「親元や野依主計助らを申次（寄親―原文註）とする被官であるが故に、申次衆の奉書が発されたのである²³⁾」と述べるが、推測にとどまっている。また、五味文彦、井原今朝男の研究によって、伊勢氏は独自の家政機関を擁して奉行人奉

書などの家政文書を発給していたことが明らかにされている。しかし、家政文書と在京被官文書との関係はどのようであったのか、またその発給システムがいかなるものであったのかについては検討されていない。

本節では以上の点について、『親元日記』に記載された三河国額田郡一揆関係史料から検討していきたい。

額田郡一揆は、三河松平氏発展の端緒を開くものとして、これまでも多くの先学によって注目されている歴史事象である。²⁴⁾しかし、そこではおもに一揆結成の要因や政治的意義などが検討され、文書発給の側面についてはあまり注目されていない。

まず以下に関係史料をあげよう。

〔史料二〕『親元』寛正六年（一四六五）五月十八日条（一一二九七―八頁）

① 〆細川讃岐殿御使飯尾彦六左衛門、三河国額田郡牢人等事、御被官松平和泉入道親類被官人等許容沙汰有^レ之、任^二去月廿九日御奉書之旨^一、堅可^レ加^二成敗^一之由貴殿御状御所望云々、

〔史料三〕『親元』寛正六年五月二十日条（一一二九九頁）

② 〆讃岐殿被^レ仰三河江御状之事披^レ露^レ之、可^レ被^レ進^レ之云々、〔史料四〕『親元』寛正六年五月二十六日条（一一三〇五―三〇六頁）

③ 〆細川讃岐殿依^レ被^レ仰之御状、三河国額田郡内輩事、及^二種々狼藉^一之間為^二守護成敗^一之処、彼牢人等其辺徘徊之由候、太不^レ可^レ然候、殊被^レ成^二下御奉書^一一段可^二申付^一候、万^一親類被官人中許容之族候者、任^二御成敗之旨^一嚴密可^レ致^二其沙汰^一候、巨細猶蜷川新右衛門尉可^レ申候、謹言、

五月廿六 一親

松平和泉入道へ

同奉書

④ 三河一輩^{交名在別紙}、事、為^二守護御成敗^一之処、彼牢人等隠^二居其

辺^二立婦及三種々狼藉^一云々、併親類被官人中許容之族在^レ之歟、若然者以外次第也、早任^二御奉書之旨^一可^レ被^レ致^二其沙汰^一候、仍被^レ下^二御状^一者也、尚以一段可^レ被^レ加^二御成敗^一之由被^二仰出^一候也、仍執^一、

同日 親元

貞雄

松平和^一

⑤ 三河^一牢人等其方令^二經廻^一云々、事実者以外次第也、早任^二御成敗之旨^一可^レ被^レ致^二其沙汰^一、若猶有^二許容之儀^一者、一段可^レ被^二仰付^一之由候也、仍執^一、

同

同

十田彈正左衛門へ 御披露也、

⑥ 三河^一牢人等大平郷辺經廻之由候、事実者太不^レ可^レ然候、万^一許容之族候者、任^二御成敗之旨^一厳密^二可^レ致^二其沙汰^一候、仍被^レ成^二奉書^一候、猶以不^レ可^レ有^二疎略^一候也、恐々、

淳親 蛭川掃部助也、知行大平郷
代官事十田^二契約之間如^レ此、

十田彈^一殿

文書発給までの経過は以下の通りである。三河国守護細川成之の御使飯尾彦六左衛門は、伊勢貞親被官松平和泉守入道の親類被官人等が、狼藉をはたらく額田郡牢人等をそのままに許容しているので、幕府御教書に従い成敗するよう命ずる「貴殿御状」の所望を蛭川親元に伝えた(①)。親元は貞親に披露し、貞親から所望に従い発給するよう命ぜられた(②)。その結果、所望通り松平和泉入道充の「貴殿御状」(③)とそれを執達する伊勢氏奉行人連署奉書(④)、あわせて、牢人等經廻の風聞がある大平郷の代官戸田彈正左衛門充の伊勢氏奉行人連署奉書(⑤)

も出された。さらに、それと同時に、蛭川掃部助淳親書状(⑥)が戸田彈正左衛門に出されている。その理由は、割註傍線部から、淳親が知行する大平郷代官を戸田氏と契約していたためとわかる。淳親は伊勢貞親の訪問を受けたり、御供衆を勤めるなど家政職員として在京活動に従事⁽²⁵⁾し下国できないために、在国被官戸田彈正左衛門と契約を結んでいた⁽²⁶⁾のであろう。

以上の文書発給の経過から注目される第一は、蛭川親元の役割である。親元が細川讃岐守から「貴殿御状」の依頼を受けたのは何故か。当該文書の右筆方奉行人としての立場からであろうか。それを検討するうえで次の史料が注目される。

〔史料五〕『親元』寛正六年(一四六五)八月二十二日条(一一三〇一頁)

① 細川阿波殿御使^下等、泉州陶器保逃人御料所河州へ^上き^上籠居、

可^レ有^二御成敗^一云々、

〔史料六〕『親元』寛正六年八月二十三日条(一一三〇一頁)

② 阿波殿昨日被^レ仰候事、へ^上きの御代官^上蛭式^上申之間、彼逃人等

不^レ可^レ有^二許容^一之旨堅^上一行^上ヲ進^上レ之畢、即以^二書状^一下^上等方^上江渡^上レ之、

内容は以下の通りである。細川阿波守^上和泉国半国守護細川持久^上の御使下等氏は、親元に対して、幕府料所河内国日置荘に逃散した和泉陶器保の逃人を成敗するよう依頼した(①)。親元はその旨を日置荘の料所代官蛭川式部丞貞雄に伝えた。貞雄は「彼逃人等不^レ可^レ有^二許容^一」との「一行」を親元に送った。親元は書状をもって貞雄の「一行」を下等氏に渡した(②)。

ここでも、額田郡一揆の場合と同様に、守護から親元に文書発給が依頼されている。それは何故か。その点につき、細川阿波守の依頼が当該料所代官蛭川式部丞貞雄ではなく、親元になされていることが注目される。貞雄は額田郡一揆での伊勢氏奉行人連署奉書(④⑤)において親元と共に奉者となっている右筆方奉行人である。したがって、料所代官で

右筆方奉行人でもある貞雄を描いて親元が依頼されたのは、親元が右筆方奉行人だからではなく、伊勢家の家宰であったからと考えられる。つまり、親元は伊勢家の家宰として、守護からの依頼にもつき貴殿に披露したり、料所代官に伝達したりと伊勢家内における文書発給の差配の中心的役割を果たしていたといえる。

第二は、在国被官への命令伝達にさいしては、家政文書(③)～(⑤)だけではなく、当該料所代官の文書(⑥)も同時に出されていることである。家政文書は細川讃岐守の申請にもつき出されたのに対し、料所代官の文書は料所における代官契約にもつき私文書である。おそらく、日置荘における蛭川貞雄の場合と同様に、親元から依頼内容を伝達された蛭川掃部助淳親は、文書(⑥)を執筆したのち親元に送ったのである⁽²⁸⁾。このように、家政文書とは別に、在京被官が在国被官に対し独自に文書を発給し下知を与えられる代官契約を締結しえた背景として、蛭川淳親と戸田弾正左衛門が申次と寄子の関係にあったと考えられるのではないだろうか。然りとすれば、文書発給の面でも、「申次―寄子」関係にもとづく在京被官と在国被官の結びつきが極めて強固であったことが窺えるのである。⁽²⁹⁾

第四節 貴殿被官・武庫被官と「申次―寄子」関係

では、伊勢氏・在京被官・在国被官の関係性をどのようにとらえればよいか。伊勢家(貴殿・武庫)と在京被官、また伊勢氏と在国被官の関係性については、五味文彦・井原今朝男の指摘がある。すなわち前者については、伊勢氏御供衆の分析から、伊勢氏個人の特定の被官ではなく、伊勢家と結びついた「家産官僚制的性格」であったとされている⁽³⁰⁾。後者については、『親元日記』で貴殿・武庫ごとに「御被官」、「被官」と明確に区別されていることから、貴殿・武庫個人の権力基盤になっていたとされている⁽³¹⁾。しかし、これまで在京被官と「御被官」、「被官」の関係

性については明らかにされていない。前節までの「申次―寄子」関係とイかに関わるのか。本節では、この点について以下の史料から検討しよう。

〔史料七〕『親元』寛正六年(一四六五)四月十五日条(一一二六〇頁)

〔武庫御被官依〕蛭川出雲申之、始御対面小宅修理亮知氏、、兩人共濃川中川住人也、

〔史料八〕『親元』寛正六年九月二日条(一一四一五―六頁)

〔蛭川出雲守申御被官人事、御対面始也、

加納修理進長能 尾州一宮長野知行、住人、守護不入所也、窪新

左衛門久綱 同国小牧庄萬壽寺領、住人、守護不入所也、各太刀金

三百疋進上折紙、

以レ次、江州高嶋蓮泉坊懸御目、是モ出雲寄子也、此父死去候間、

為二代改御礼上洛、太刀黒進上之、

これらは、蛭川出雲守が伊勢氏への「御対面始」を取り次いだことを記した史料で、蛭川出雲守と在国被官とが申次と寄子の関係にあったことを示すものである。ここでは傍線部に注目したい。〔史料七〕の小宅修理亮知氏・安藤弥三郎綱定は「武庫御被官」とあり、〔史料八〕の加納修理進長能・窪新左衛門久綱は「御被官」とあることから、それぞれ貴殿・武庫の個人的被官であることがわかる。しかし、蛭川出雲守は「御被官」、「武庫御被官」の別なく両者の「御対面始」を取り次いでいる。ここから、在京被官は「御被官」、「武庫御被官」を横断するかたちで在国被官との間に「申次―寄子」関係を形成していたことがわかる。

なお、伊勢氏の被官化過程において重要な役割を果たした蛭川出雲守は、寛正五年(一四六四)に尾張国山田荘に下向後、おもに在国活動に従事するが、文正元年(一四六六)には將軍家御物奉行を勤める(前掲〔史料一〕)など在京活動に従事している。また、在京被官の蛭川越中入道は、越中国滑川に居住し在国活動に従事している〔親元』寛正六年五

月二十七日条（一一三〇七頁）。このように、在京被官は、蜷川出雲守に限らず、在京と在国を繰り返しながら伊勢氏被官化活動などに従事し、「申次―寄子」関係を築いていったと考えられる。³³⁾

以上、本章では、先学の研究成果に多くを依拠しながら、伊勢氏権力における被官衆の組織形態について検討した。なかでも、在京被官と在国被官の「申次―寄子」関係が、貴殿・武庫の個人的権力基盤と評価される在国被官を横断するかたちで形成されていたことは注目されよう。

第二章 伊勢氏の軍勢力評価をめぐる諸問題

前章の事実にもとづけば、伊勢氏と在国被官との主従関係よりも、在京被官と在国被官との「申次―寄子」関係のほうが強固にならざるをえないと推測される。蜷川出雲守ら在京被官は伊勢氏と在国被官との間にあって、伊勢氏への取りなしを梃子に、在国内において自身の勢力を伸張しえたのではないか。また、これまで伊勢氏の軍事基盤と評価される在国被官は、果たして軍勢力としてどれほど機能しえたのであろうか。本章では以上の点について検討したい。

第一節 合力命令にみる在京被官の軍勢力

在京被官から在国被官への軍事動員・指揮を直接的に示す史料は卑見ではみあたらない。そのため、如上の問題について、蜷川出雲守が伊勢氏から守護違乱に対する料所代官への合力を命じられている事例を通して検討したい。以下に史料の摘要のみを示そう。

①『親元』寛正六年（一四六五）二月二十四日条（一一二一六頁）

伊勢貞宗は、同名（伊勢）六郎殿知行分の尾張国落合について、守護勘料をめぐる守護方からの譴責があれば支え申し、注進すべきことを命ずる。

②『親元』寛正六年五月二十二日条（一一三〇〇頁）

伊勢氏奉行人蜷川親元・太田貞興は、岩堀伊賀入道知行分の尾張国新国領について、守護方から「自然之時宜」があれば岩堀伊賀入道に合力すべきことを命ずる。

③『親元』寛正六年七月六日条（一一三三九頁）

伊勢貞宗は、荒尾氏の所領分について、「時宜自然之儀」があれば等閑せぬよう命ずる。

以上の事例に共通することは、これら伊勢氏からの命令が、当該料所代官から要請されていたことである。すなわち、当該文書に関する『親元日記』の記載には、①「武庫御状直ニ奉レ之整レ之、六郎殿依ニ御所望ニ如レ此」、②「岩堀申奉書遣レ之」、③「荒尾治部少輔方就レ被レ申レ之、蜷川出雲守方江田庄在国、武庫御状被レ下候、」とある。①の伊勢六郎は、文安年中の「幕府番帳案」³⁴⁾「大日本古文書 蜷川家文書」一一三〇・三二に「申次」としてみえ、年代的に同一人か親子関係かは不明だが、將軍申次衆であったことがわかる。②の岩堀伊賀入道は幕府御末衆である。³⁶⁾③の荒尾氏は知多郡荒尾郷を本貫とする奉公衆である。つまり、これら諸氏は「任人」から被官化した伊勢氏在京被官ではなく、將軍権力を支える側近衆や奉公衆などの幕府御家人であった。彼らが蜷川出雲守の合力を所望し、それをうけて伊勢氏が合力を命じたのは、尾張・三河国内における蜷川出雲守の軍勢力が守護に比肩しうると期待したがゆえだろう。

しかし、蜷川出雲守は尾張・三河国では料所代官として活動していたにすぎず、自身の所領を獲得・拡大し軍勢力を伸張させるなどの領主的活動に従事していたわけではない。したがって、蜷川出雲守の軍事基盤は「申次―寄子」関係にもとづき保護下に入れた在京被官の武力であったと考えなければならないのである。してみれば、在京被官の武力協力は、在京被官の「御対面始」、「代始出仕」（本論第三章第二節参照）、進

物の取りなしに対する奉仕であったと理解でき、両者はギブアンドテイクの関係にあったと理解できる。

第二節 軍事基盤としての在国被官の存在形態

前節でみたギブアンドテイク関係は、権力編成上における在京被官と在国被官との双務関係であって、軍事基盤としての在国被官の実態は別に問題としなければならない。そもそも、在国被官が軍事基盤としてだけでなく安定的に機能しえたのかこれまで検討されていない。本節では在国被官の存在形態とそれに起因する軍事力の限界性について検討したい。まず、武力発動にさいしての在国被官への軍事動員がいかなるものであるかについて、次の史料をみよう。

〔史料九〕『親元』寛正六年（一四六五）十一月二十日条（二一三〇）（三一頁）

〔貴殿、於三江州一為三闕所跡一御拝領云々、仍為三上使一太田五郎左衛門尉貞興今日下向、仍御被官中合力事可三相触一之旨奉レ之、即整三遣之、

就三闕所御拝領之儀一、為三上使一太田五郎左衛門尉方下向候、早々馳三加彼手一可レ被レ致三忠節一之由候也、仍執一、

今日 親元

勝光坊 行光坊 月淨院 大蓮坊 花光侍従 城光坊 大光坊
成智岩千代 静住坊 成就院侍従 一井 建松 三上入道鯨江
青木弥四郎 播磨田南小法し 以上一通、

就三闕所之一、同前下向候、仍於三其方館一、相三催諸勢一、加三談合一、早速令レ發三向彼所一可レ被レ致三忠節一之由候也、仍執一、

今日 親元

法光坊

此両通、太五左方江渡レ之、

これは、近江国の闕所地を拝領した貴殿に伊勢貞親が、上使太田五郎左衛門尉貞興を現地に派遣するにさいし、被官中に太田貞興への合力を命じた蜷川親元奉書案である。近江国の勝光坊以下十六人の被官中充一通、法光坊充一通の計二通が太田貞興に渡されたことがわかる。太田貞興はこれを現地に持参し当該被官人中に披露したのであろう。五味文彦はこの史料から、在国被官が伊勢氏の武力機構であったことを指摘している³⁷⁾。しかし加えて注目すべきは法光坊に充てられた一通であらう。

傍線部から、法光坊は江州の被官中を自身の館に催促し、談合を加え、当該闕所地に発向して滞りなく闕所地給付を済ますように命じられている。ここから、在国被官は伊勢氏から各別に把握・動員されるわけではなく、中心人物が在地において軍勢動員から談合・発向までの一連の軍事指揮権を委任されていたことがわかる。つまり、伊勢氏の軍事力は在国被官の地縁的な横のネットワークに依存していたといわなければならない。

こうしてみると、在国被官中が分裂した場合には伊勢氏の軍事力は極めて脆弱なものならざるをえず、十全に機能しえたか疑問である。そして実際に在国被官は分裂しうるものであったことが、以下の西岡被官中の事例から窺える。

〔史料一〇〕

①『親元』寛正六年（一四六五）十月三十日条（二一四頁）

〔入レ夜、公方御使飯左太・清泉、西岡辺土一揆等蜂起之由被三聞召一候、当方被官人中堅可三申付一之由被三仰出候畢、

②『親元』同年十一月十一日条（二二六頁）

〔御被官西岡革嶋將監、同所土一揆等蜂起之時宜迷惑、此時一段無三御成敗一者、不レ可レ然之由為三申上候一参洛、即披三露之、

③『親元』同年十一月十二日条（二二七）（二八頁）

〔西岡御被官人等、土一揆蜂起静謐之間可_レ在京_二之旨可_レ申付_一之由、以_二長溪庵_一奉_レ之、仍奉書、

就_二土一揆等蜂起之儀_一、先度堅被_二相触_一候処、重而西岡辺輩出張云々、頗相_二似同意_一者哉、一段可_レ有_二御成敗_一旨被_二仰出_一畢、所詮、御被官仁悉以参洛、件蜂起静謐問者可_レ被_二在京_一之由候也、仍執達_一、

今日 親元

親家

貞雄

革嶋左近将監へ

鶏冠井太郎左衛門へ

石井右近将監へ

馬場弥次郎へ

高岡

物部神五郎

神谷弥次郎

若林小法し

小野新左衛門

以上一通也、但依_二静謐_一不_レ能_レ下_二遣之_一、

これら一連の史料は、新行紀一が伊勢氏被官の軍事加担禁止を示す史料として紹介⁽³⁸⁾し、五味文彦は命令系統の分析から伊勢氏の家政権力を端的に示す事例として注目した⁽³⁹⁾。また西岡被官中が幕府被官ではなく伊勢氏被官であることを示す史料としても著名である⁽⁴⁰⁾。

内容は以下の通りである。幕府使者から西岡辺で土一揆蜂起の情報を得た伊勢氏は①、一揆に与同せぬよう西岡被官中に奉書を出した〔親元〕寛正六年十一月三日条(一一一六―一七頁)。しかし被官中には与同する者がいるらしく、被官の一人革嶋左近将監は一揆の御成敗を上申するため伊勢氏のもとに参洛した②。それをうけて再度伊勢氏は、一揆が静謐するまでの間在京するよう西岡被官中に命じた③。

近年この史料に注目した早島大祐は、西岡被官中について、在地社会

における既存のネットワークのまま「衆として被官化」したものと評価する⁽⁴¹⁾。その評価は然りと思う。しかし、その行論のなかで、②の史料に見られる革嶋氏の行動を西岡被官中の総意として理解していることには疑念がある。なぜなら、③の傍線部に注目すれば、先度相触れた(寛正六年十一月三日条所載の伊勢氏奉行人奉書案)にも関わらず、なおも西岡辺輩が一揆に出張していたことがわかるからである。それゆえに伊勢氏は③で厳罰化を示し、かつ与同できないように一揆が静謐するまでの間被官中に在京を命じているのである。

したがって、これら史料から、西岡被官中には伊勢氏の命令よりも在地の一揆側を優先する者がいたこと、他方で革嶋氏のように明瞭に伊勢氏側につく者もいたことがわかる。すなわち被官中は常に西岡被官中としてまとまっていたわけではなく、政治的社会的状況によって分裂・対立する可能性を内包していたといえよう。

では、こうした被官中の性格は何に起因するものか。それを考えるうえで永原慶⁽⁴³⁾の研究は示唆的である。永原は、戦国大名の権力編成としての寄親寄子制について、「寄子制はまさしく、大名領国制が創出した小領主層(44)―筆者註)の特有の組織形態であった。」と評価しつつも、寄子の農業経営からの分離の度合いが軍事力の内容を規定し、分離が困難であった場合、「その軍事力の限界、非機動性は明らかである。」と指摘する。伊勢氏の在国被官も「住人」が「寄子」として被官化・編成化されたものであり、農業経営から未分離であった可能性は高い。事実、『親元』寛正六年(一四六五)五月七日条(一一二九〇頁)には、貴殿被官と武庫被官が耕作をめくり確執し、同名の守護被官と結託して「弓矢」に及んだ事件が記されており、在国被官が在地における耕作権の問題に直面し、被官同士で対立していたことがわかる。他にも、理由は不明だが、被官人等が口論・確執の風聞を聞いてそれに荷担しようとした場合もある〔親元〕寛正六年(一四六五)八月二十一日条(一一四〇一

頁)。

以上から、伊勢氏軍事基盤の不安定要因の理由として、一つは在国被官を個別的に把握するのではなく、彼らの地縁的な横のネットワークに依存する動員システムであったこと、いま一つは、在国被官が農業経営から分離しておらず、直面する諸問題が発生したさいは自力救済による「弓矢」に発展するなど被官中で分裂・対立する場合があったことがあげられよう。こうしてみると、在国被官を伊勢氏軍事基盤として高く評価するこれまでの見解は再考を要するものといえよう。⁽⁴⁵⁾

以上、本章では、伊勢氏権力の軍事力をめぐり、在京被官と在国被官との間には、「伊勢氏への取りなし—軍事奉仕」という、権力編成上におけるギブアンドテイク関係としての「申次—寄子」関係が反映されていたこと、在国被官は在地での諸問題に直面したさい、分裂・対立する階級的矛盾を抱えていたことを指摘し、軍事基盤としての在国被官への高評価には再検討が必要であることを提起した。

第三章 伊勢氏権力の被官編成における構造的特質

前章までに明らかにした、「申次—寄子」関係にもとづく在京被官と在国被官の強固な結びつきに比較して、「家産官僚制的性格」と評価される伊勢氏と在京被官の場合はどうであったか。それをよく示す史料として、『史料纂集 経覚私要鈔』第七卷、文正元年（一四六六）九月八日条をみよう。

一、自^三門跡^一申賜云、夜前九時分松林院堯観罷下候、勢州者、伊勢守計令^二逐電^一候、子息兵庫助者、被官人ヲ集テ守^二護^一若公^{（足利義尚）}之由、自^三松林院^一申賜云々、

これは、文正の政変における伊勢貞親・貞宗の動向に関する記事で、傍線部から、貞親が逐電したのに対し、貞宗は幕府にとどまり被官人を

集めて若公^{（46）}足利義尚を守護していることがわかる。本論の趣旨から注目されるのは、被官人（京都での政変であるから在京被官であろう）が当主貞親の没落に従わず、貞宗のもとに集まっていることである。つまり在京被官が貴殿・武庫個人ではなく、「勢州」^{（47）}伊勢家に帰属していたことを示している。まさに「家産官僚制的性格」とは正鵠を射た評価であろう。そしてそれゆえに、伊勢氏と強固な主従関係にあったと考えられるのである。他方で、政変にさいし在国被官はなんらの武力的基盤にならなかつたと評価されている。⁽⁴⁷⁾

では、こうした伊勢氏・在京被官・在国被官の相互関係の相違は何に起因するものなのか。本章では相互の主従関係を示す指標として、偏諱授与⁽⁴⁸⁾と相続安堵に注目することでその点を検討したい。

第一節 偏諱授与にみる伊勢氏と被官衆、奉公衆

伊勢氏から被官衆や奉公衆への偏諱授与があつたことはこれまでも指摘されている。⁽⁴⁹⁾しかし史料に即した具体的な検討がなされているわけではない。本節では、被官衆への偏諱授与の特徴を明確化するため、奉公衆への偏諱授与と比較するかたちで検討を進めたい。まず奉公衆への偏諱授与からみていこう。

〔史料一〕『親元』寛正六年（一四六五）四月廿一日条（一一二六三—二六四頁）

奉公山内首頭弥六、^a貴殿御字事被^レ申^レ之、^{以荒尾治部、}父ハ重通、^{申、}通字為^二家字^一云々、^b披露之処、^c不^レ可^レ有^二子細^一之由御返事候、

〔史料二〕『親元』寛正六年四月廿九日（一一二七六頁）

奉公山内弥六、^{山内首頭兵庫助}重通子息也、^{貴殿御字事祖父例云々、}去廿一日被^二申定^一畢、^d仍依^レ為^二吉日^一今日被^二參申^一候、^{太刀金、折紙、持^二參^一之、^e御字直通直^二被^レ遣^レ之、依^二相番^一荒尾治部同道也、^{結、}}

これらは二番奉公衆山内首藤氏の事例である。ここからわかる奉公衆

への偏諱授与過程は以下の通りである。奉公衆が「貴殿御字」授与を蜷川親元に申請する(a)。親元はそれを貴殿に披露する(b)。親元は貴殿から子細ない旨の御返事を受け、それを申請した奉公衆に伝える(c)。奉公衆は吉日を選び貴殿のもとに参る。そのさい進物を持参する(d)。貴殿から「貞」と「家字」を組み合わせた実名を授与される(e)。以上の過程は山内首藤氏に限ったことではない。例えば、同じく奉公衆の山田三郎次郎および西山弥四郎の偏諱授与に関する記事には次のようにある。

〔史料一三〕『親元』寛正六年(一四六五)二月二十九日条(一一二二)

一頁)

〔史料一四〕『親元』寛正六年四月十三日条(一一二五八頁)
^a上様奉公山田三郎次郎^{奉公弥三郎}貴殿御字事被^b申^c之、不^d可^eレ有^f子細^{舎弟也}之由御返事在^レ之、

式千疋折紙持参、彼家字盛也、仍親盛御自筆也、被^d副^e御太刀持、直新造於三二間御廐被^レ遣^レ之、

史料から、山田三郎次郎、西山弥四郎ともに「貴殿御字」を申請したこと(a)、子細なしとの「貴殿御返事」があること(b)、西山弥四郎は貴殿のもとへ参り進物を持参したこと(c)、貴殿の「親」と「家字」を合わせた実名を自筆で授与されたこと(d)がわかり、山内首藤氏と同様の手続きであったことが確認される。なお史料上には記されていないが、これらは『親元日記』に記録されていることから、偏諱授与申請を貴殿に披露したのは同じく蜷川親元であることは明らかである。

以上から、貴殿による奉公衆への偏諱授与は手続きがシステム化されていたことがわかる。なお奉公衆への偏諱は、前記のほかにも、朝倉勘解由左衛門尉貞茂〔『親元』四一三九七頁〕、梅戸左衛門三郎貞実〔『親元』二一三〇四頁〕、高嶋弥太郎貞清〔『親元』二一一二〇頁〕など多く確認さ

れる。

次に被官衆への偏諱授与をみよう。

〔史料一五〕『親元』文明十三年(一四八二)正月十三日条(一一一三三頁)

三頁)

一、蜷川三郎次郎、兵庫殿御字貞保、給^レ之、
 〔史料一六〕『親元』文明十三年十一月二十日条(一一二六九頁)

一、三上越前守息与次郎元服、兵庫殿被^レ下^{御字陸元}、

ここから、在京被官三上与次郎ならびに蜷川三郎次郎は、兵庫殿伊勢貞陸から偏諱を授与され、それぞれ「陸元」、「貞保」の実名を得たことがわかる。

ただし注意すべきは、ここでは奉公衆でみられた偏諱授与システムはみられず、兵庫殿から一方的に与えられていることである。奉公衆と在京被官とは明確に区別化されていたといえる。それは偏諱授与にさいしての表現からも看取される。

奉公衆の場合は「御字貞通直二被^レ遣^レ之」、「直新造於三二間御廐被^レ遣^レ之」とあるのに対し、在京被官の場合は「兵庫殿御字貞保、給^レ之」、「兵庫殿被^レ下^{御字陸元}」と表現されている。つまり奉公衆の場合は、「申請↓了承」にもとづき「直」に「遣」わされるものであるのに対し、在京被官の場合は一方的に「給」わるもの、「下」されるものであった。こうした相違は、伊勢氏と在京被官の主従関係が人格的に極めて強固な結びつきにあったことを示している。

他方、在京被官の中にも「井入兵衛次郎親康」〔『親元』文明九年(一四七七)四月八日条(四一三九四頁)〕、「横山三郎左衛門尉宗延」〔『親元』文明十七年(一四八五)十月二十二日条(三一九一頁)〕など偏諱を冠する者がいる。しかし、卑見では在京被官への偏諱授与に関する具体的史料はみられず、伊勢氏から直接下賜されたのか、申次である在京被官の仲介を要したのかは不明とせざるをえない。ただ、これまでの「申次」寄

子」関係による取りなしから推測すれば、申次の在京被官が介在した可能性は高いと考える。

第二節 被官衆への相続安堵と二重の編成原理

次に、相続安堵について検討しよう。在京被官野依氏に関する以下の史料は、伊勢氏権力内における相続安堵過程の具体相がわかる格好の素材である。まずは史料に即して相続安堵過程を復元することから始めよう。

〔史料一七〕『親元』文明十三年（一四八一）八月十日条（二一―三三頁）

一、野依若狭就_レ「違例」、自_レ貴殿并兵庫殿_レ御_レ」

①父若狭守雄春奉行候所々并預所等事、如_レ此間申付候、年貢

以下不_レ相替_レ可_レ有_レ執沙汰_レ候也、謹言、

八月十日 一宗

野依熊夜又殿

②父若狭守雄春奉行候所々并預所等事、任_レ御免状之旨_レ、全_レ

知行_レ年貢以下不_レ相替_レ可_レ有_レ執沙汰_レ候也、謹言、

八月十日 一陸

野依熊夜又殿

③即熊夜又御礼申_レ之、

史料から、野依若狭守雄春の病（八月十三日に死去（同日条））により、子息の熊夜又丸は伊勢貞宗から「父若狭守雄春奉行候所々并預所等」を申し付けられ、これまでと変わりなく年貢を執沙汰するよう指示を受けたこと（①）、さらに伊勢貞陸からも同内容の副状が出されたこと（②）、熊夜又丸はそれに対する御礼を申ししたこと（③）がわかる。貞宗書状は貞陸副状で「御免状」と称されていることから、雄春から熊夜又丸への相続安堵状と理解できる。

貞宗からの安堵状を得た熊夜又丸は、以下の史料にみるように、後日

伊勢氏のもとへ出仕した。

〔史料一八〕『親元』文明十三年（一四八一）十月二十三日条（二―二

五九頁）

一、④野依熊夜又丸代始出仕、得_レ貴殿御意_レ、先兵庫殿へ御礼申

レ之、御太刀系、式百疋并若狭守為_レ遺物_一太刀一振進_上之_一、

〔史料一九〕『親元』文明十三年十月二十五日条（二―二六〇頁）

一、⑤野依熊夜又丸八歳、代始御礼、御太刀系、式百疋進_上之_一、

江方へ、御出京之次御対面被_レ下_レ御盃_一、父若狭守為_レ遺物_一

刀一腰、国重、進上齋藤小次郎_二渡_レ之_一、

ここから、熊夜又丸は十月二十三日に貴殿に伊勢貞宗のもとへ「代始出仕」をし、兵庫殿に伊勢貞陸に御礼を申して太刀や若狭守遺物を進上した（④）、次いで同月二十五日に、貴殿に御対面し御盃を下され、先の「代始出仕」の御礼として太刀や若狭守遺物を進上した（⑤）がわかる。

以上の相続安堵過程から注目される第一は、貴殿安堵状と武庫副状がセットで出されていることである。すなわち、野依熊夜又丸は、貴殿・武庫個人ではなく、伊勢家から安堵されたのであって、伊勢家と在京被官家は、家と家との結合関係にあったことがわかる。第二は、「奉行候所々并預所等」を安堵されていることである。「奉行」、「預所」という内容から、安堵されたのは幕府料所や伊勢氏所領の経営権であったと思われる。第一の点や家政職員としての活動とあわせ、野依氏は伊勢家の家産官僚と呼ぶにふさわしい。第三は、伊勢家への「代始出仕」である。「代始出仕」とは、貴殿御意を得たこと、貴殿と御対面し御盃を下されたこと、武庫にも御礼を申し添えていることからわかるように、伊勢家と在京被官家との間における主従関係の再締結儀礼の場であったといえよう。こうした在京被官への相続安堵過程が野依氏に限定されたものでないことは次の史料からわかる。

〔史料二〇〕年未詳十二月二十日伊勢貞親書状案（『大日本古文書 蛭川家文書』一―五二）

越中国河南庄事、父智源禪門一期之後者、代管職事可_レ有_二存知_一候、於_二年貢等_一者、可_レ致_二其沙汰_一候也、恐々謹言、

十二月廿日 貞親御判

蛭川修理進殿

〔史料二一〕年未詳十二月二十一日伊勢貞宗副状案（『同右』一―五二）

〔河南庄事〕

越中国河南庄事、父智源禪門一期之後者、御代官職之事可_レ有_二存知之由、以_二御書_一被_二仰出_一候、日出候、恐々謹言、

十二月廿一日 貞宗御判

蛭川修理進殿

これは、越中国河南庄の代官職について、智源禪門Ⅱ蛭川親吉一期の後は相続し年貢などを沙汰するよう、子息の蛭川修理進に伝えた伊勢貞親書状および貞宗副状の案文である。貞親書状は、蛭川修理進の相続を確約したもので、安堵状と理解してよいと考える。恐らくこの時点で智源禪門の死期が迫っていたがために、修理進に相続安堵の確約を出したと考えられる。（史料一七）の野依熊夜又丸の場合と同様である。田端泰子はこの文書から伊勢氏と蛭川氏とが主従関係にあったことを指摘しているが、事実関係の確認にとどまっている。⁽⁵²⁾

ここで重要なのは、この当時、貞親が貴殿、貞宗が武庫であることから、ここでも相続安堵にさいして、貞親Ⅱ貴殿安堵状と貞宗Ⅱ武庫副状がセットで出され、伊勢家と蛭川家とが家同士の結合関係にあったこと、料所経営権が安堵対象となっていることである。すなわち野依熊夜又丸の場合と同様である。『親元日記』にはこれに対応する記事がみあたらないため詳細は不明だが、おそらく先に示した手順によって、蛭川修理進は相続の後、貴殿に「代始出仕」をしたものと考えられよう。

以上から、在京被官への相続安堵は、貴殿と武庫の両者による伊勢家としてのものであり、伊勢氏と在京被官との主従関係が家と家との結びつきによって維持・継続されるものであること、「奉行候所々」、「預所」、「代官職」など、安堵内容が家産経営を対象としていることが明らかとなった。こうしてみると、在京被官はまさに家産官僚制として編成されていたといえよう。

以上はいずれも在京被官に対するものである。では在国被官への相続安堵はどうだったのか。次の史料はそれを検討するうえで格好の史料である。

〔史料二二〕文明六年（一四七四）六月十三日蛭川親元書状案（『大日本古文書 蛭川家文書』一―七一）

本古文書 蛭川家文書一―七一

〔武正弥太郎方へ折紙案〕

御料所桐野・河内村内武_正左京亮方跡名田島等事、為_二養子相続_一之旨、慥令_二存知_一候了、御年貢諸公事物以下無_二不法懈怠_一者、知行更不_レ可_レ有_二相違_一候也、恐々謹言、

文明六
六月十三日親元有判

武正弥太郎殿

これは、幕府料所丹波国桐野・河内村内の武正左京亮方跡名田島等について、養子相続した武正弥太郎の知行を認めた蛭川親元安堵状である。親元が安堵状を発給したのは、桐野・河内郷の代官が親元であったからである。⁽⁵⁴⁾「為_二養子相続_一之旨、慥令_二存知_一候了」とあるから、これ以前に武正弥太郎から親元に対して相続安堵の申請があったと思われる。安堵された武正氏は、武庫被官であると同時に親元の寄子でもあったのであろう。以上から、在国被官の相続安堵については、伊勢氏からではなく、当該料所代官であり申次でもある在京被官から安堵状が出されたことがわかる。ここでも、「申次―寄子」関係にもとづく保護―被保護の関係性が成り立っていたのである。

ただし、在国被官であっても、代替わりに際しては在京被官と同様に伊勢氏への「代始出仕」がなされていた。前掲〔史料八〕の後半部分を引用しよう。

以^レ次、江州高嶋蓮泉坊懸^二御目^一、是モ出雲寄子也、此父死去候間、為^二代改御礼^一上洛、太刀黒進^三上^一之^一、

在国被官蓮泉坊は、父の死去によって「代改御礼」のために貴殿に對面し、太刀を進上したことがわかる。これは、先の野依熊夜叉丸の場合と同様の行為であることから、伊勢氏と蓮泉坊との間で主従関係の再締結儀礼である「代始出仕」が行われたと考えられよう。さらに注意すべきは、「以^レ次」との表現である。そもそもこの史料は蜷川出雲守が加納氏・窪氏の「御対面始」を取りなしたことを記したものである。その中で「以^レ次」といわれていることは、蓮泉坊が「代改御礼」で貴殿の御目に懸かるさいにも、蜷川出雲守の取りなしがなされたことを意味していると考ええる。然りとすれば、「御対面始」ばかりでなく、「代始出仕」においても、申次である在京被官の取りなしが必要とされたものといえよう。

以上、本章での検討の結果、偏諱授与からは、在国被官の場合是不明ながら、伊勢氏と在京被官との間には緊密な主従関係が窺えること、また相続安堵からは、伊勢氏への主従関係再締結儀礼である「代始出仕」は在京被官、在国被官ともに行われる反面、相続安堵状については、在京被官には伊勢家が、在国被官には在京被官が発給するものとなっており、両者は安堵権者が明確に区別化されていたことが明らかとなった。

伊勢氏権力構造にとつとりわけ重要なのは後者である。伊勢氏と在京被官は家と家との結合関係にあり、在国被官が貴殿・武庫との個人的関係によるのとは大きく相違する。さらに、伊勢氏と在国被官の主従関係にしても、「御対面始」、相続安堵状の発給、「代始出仕」といった被官化形成・相続過程のいづれに際しても、在京被官が申次として関与し

ていた。つまり、伊勢氏権力は、家産官僚制と「申次―寄子」関係の二重の編成原理によって構成されていたといえよう。こうしてみれば、在京被官が伊勢家と行動を共にするのに對し、在国被官が伊勢氏の権力・軍事基盤としてよりも、むしろ在京被官の軍事基盤となりえたのは、伊勢氏・在京被官・在国被官の間における編成原理の相違による、伊勢氏権力の構造的な問題に起因していたといえよう。

むすびに

以上本論では、伊勢氏被官衆の組織形態を検討することを通して、伊勢氏権力における構造的性質としての二重の編成原理を指摘した。まとめると以下のとおりである。

- 一、在京被官と在国被官は「申次―寄子」関係にあり、申次である在京被官は、在国被官から伊勢氏への「御対面始」、「代始出仕」、進物などの取りなしを行い便宜を与えるのに対し、在国被官は武力協力をするなど、両者は権力編成上におけるギブアンドテイクの関係にあった。
- 二、伊勢氏の軍事基盤は、在国被官の地縁的な横のネットワークに依存する動員システムをとっていたがために、在国被官が在地で直面する諸問題によって対立・分裂したさいは、軍事力として十全に機能しえない不安定要因を内在するものであった。
- 三、伊勢氏権力においては、伊勢氏と在京被官、在京被官と在国被官の間で編成原理が相違し、前者は家産官僚制、後者は「申次―寄子」関係であった。文正の政変に顕著な被官衆の動向の違い（在京被官は伊勢家と行動を共にし、在国被官は貞親にとつて武力的反撃の基盤たりえなかった）は、編成原理の相違による伊勢氏権力の構造的な問題であった。

ではこうした伊勢氏権力構造の特質は地域の権力編成にいかなる影響

を及ぼしたのか、本論冒頭で示した伊勢湾内海地域を中心に触れておきたい。まず事実関係として留意すべきは、伊勢湾内海は戦国期にいたるまで伊勢氏被官との関わりが極めて強い地域であったことである。例えば、尾張・三河国に盤踞した戸田氏や松平氏は、伊勢氏在国内被官の系譜に連なる国人層であり、知多半島の成岩（ならわ）に居住し、「水野山城守内」として知多湾の衣ヶ浦を渡海する舟を差配していた「蜷川十郎右兵衛」⁽⁵⁷⁾は、在京被官蜷川氏の一族ではないかと思われる。⁽⁵⁸⁾つまり伊勢氏被官の系譜を引く国人層が少なからず活躍していたことが看取されるのである。その歴史的意義について言及したのが新行紀一である。新行は、彼らは伊勢氏被官衆となり幕府権力の後ろ盾を得ることで、守護権力から独立し在地において勢力を拡大しえたのだと主張する。⁽⁵⁹⁾その見解は然りと思われるが、何故伊勢氏被官として中央権力と結びつきながら、伊勢氏とともに没落せず戦国期にいたるまで発展しえたのかは触れていない。その点については本論の結果を踏まえれば次のように考えることができる。すなわち彼らは伊勢氏とは在京被官を媒介とした個人的な関係に過ぎず、家政職員として深くコミットすることもなかった。それゆえ本論で述べたように伊勢氏との関係は希薄であった反面、中央政変に巻き込まれることなく独自に在地で勢力を伸張しえた。他方、家産官僚である在京被官は家同士の強固な結びつきに加え、家政職員として従事したので、蜷川氏を除くほとんどが主家とともに没落することになった。つまり、戦国期の伊勢湾内海地域において戸田氏以下の国人層が活躍しえたのは、伊勢氏被官という歴史的素地とともに、伊勢氏権力構造における二重の編成原理にもとづいた権力編成にこそ求められるのである。最後に、本論で提起した「申次―寄子」関係について若干付言しておきたい。

本論でみたように、「寄子」なる名称や、申次による寄子の取りなし、反対に寄子による申次への武力協力が行われたことを踏まえれば、「申

次―寄子」関係は戦国期の寄親寄子制⁽⁶⁰⁾とさわめて類似した編成原理であったと評価することができよう。これまでの研究では、寄親寄子自体はすでに室町期には存在したが、それを権力編成システムとして全面的に展開したのは戦国大名権力であったと理解されており、室町期についてはまったく研究が進展していない現状にある。しかし前述の類似性や本論の検討結果からしてみれば、室町期の「申次―寄子」関係を、戦国期の寄親寄子制の歴史的前提として位置づけることができるのではないだろうか。

ただし、そうした視点からすると、「申次―寄子」関係と寄親寄子制との間には質的相違と考えられる側面も指摘できる。

第一は伊勢氏と申次・寄子との関係である。戦国大名下の寄子は大名直属被官として寄親に預けられ編成された。直属被官であることは、知行充行が大名自身によって行われることに端的に示されている。⁽⁶²⁾さらに大名は分国法によって寄親と寄子の強固な関係を構築する一方、寄子の訴訟は寄親でなく大名裁判とすべきことを立法して両者の関係強化を掣肘し、自身を両者の上に立つ存在として位置づけ、大名権力の優越性を明示した。⁽⁶³⁾これに対し伊勢氏権力の場合は、寄子は伊勢氏直属被官であるけれども、「御対面始」「代始出仕」などの主従関係締結儀礼に申次の関与がみられ、相続安堵状の発給は申次自身が行うなど、戦国期との相違が著しい。また、申次と寄子の関係を規定した明文も現時点では確認されない。伊勢氏が申次と寄子の関係をどのように編成・統制しようとしたのか、また両者を超越する存在としてどのようにみずから位置づけていたのかが問題として残される。それと関連して、「申次―寄子」関係はどこまでシステム化されていたのか、またそれを「制」と呼ぶのかどうかはさらなる検討を必要としよう。本論で「関係」とするに止めたのもそれゆえである。

第二は村落との関係である。戦国大名権力にとっての寄親寄子制は、

それを通して小領主などの村落上層民を軍事基盤として掌握し、大名領国制を形成していくうえで大きな意味を持ったシステムであった。⁽⁶⁴⁾これに対し伊勢氏権力の場合は、被官化した「住人」が耕作権をめぐって「弓矢」に及ぶなど、村落に基盤を有する階層が寄子であった可能性は高いものの、「住人」を寄子として掌握することで、それが伊勢氏権力にとつていかなる意味を持ったのが問題であろう。

これらは室町期から戦国期への権力構造の変化や権力の指向性の問題と関連するものと思われるが、本論ではこれ以上検討するための準備を持たない。室町期におけるほかの事例も交えながら他日を期して検討を深めていきたい。

註

- (1) 伊勢湾内海交通路に言及した主なものに、大西源一「伊勢海を中心とする海上交通」(『歴史地理』五七―四、一九三一年)、四六七頁、今谷明「戦国時代の貴族―「言継卿記」が描く京都」(『講談社学術文庫』講談社、二〇〇二年、初刊一九八〇年、二五八―二七四頁)、平田市誌 本文編(一九七一年)、一五五―一五七頁、『常滑市誌』(一九七六年)、一五一頁、『知多市誌 本文編』(一九八一年)、二二〇―二二三頁、『新修半田市誌 本文編上巻』(一九八九年)、三九六頁、『刈谷市史第二巻本文(近世)』(一九九四年)、五九―六二頁、『新編東浦町誌資料編三原始・古代・中世』(二〇〇三年)「第二節 日記・記録」掲載史料。なお、伊勢湾・知多湾・三河湾・渥美湾をめぐる海運、および在地勢力との関わりについては、綿貫友子「尾張・参河と中世海運」(『中世東国の太平洋海運』東京大学出版会、一九九八年、初出一九九三年)。また最近榎原雅治は、戦国期になると中世東海道が崩壊し、代わりに伊勢湾渡海ルートが選択されるようになる理由として、国人間ネットワークによって舟運が交通手段として機能したこと、伊勢参詣による交通路の整備が進んだこと、そしてなにより、一五世紀以来続く美濃・北近江での戦乱による混乱状況が避けられたことに注目している(『中世の東海道をゆく―京から鎌倉へ、旅路の風景―』(中公新書)中央公論新社、二〇〇八年、二一四―二二三頁)。
- (2) 『新編岡崎市史』二巻 中世(一九八九年)、三三三頁―三三七頁、『新編安城市史』一巻通史編 原始・古代・中世(二〇〇七年)、三六〇頁。

(3) 例えば、山中郷―彦部氏、矢作川沿岸―和田氏・小島氏、大浜―和田氏。同右『岡崎市史』参照。

(4) 応仁二年(一四六八)二月二十四日將軍足利義政袖判御教書案(『大日本古文書總川家文書』一―五八)。今谷明「守護領国制下に於ける国郡支配について」(『室町幕府解体過程の研究』岩波書店、一九八五年、初出一九八二年)、二三四―二三五頁。

(5) 以下、伊勢氏に関する先行研究を項目ごとに記しておく。

① 南北朝期以降の擡頭期に関する研究
 『將軍家との個人的情誼関係』一倉喜好「政所執事としての伊勢氏の擡頭について」(『日本歴史』一〇四、一九五七年)、宮崎隆旨「室町初期における伊勢氏の動向―貞継を中心として―」(『史泉』五〇、一九七五年)。

〔申次について〕家永遵嗣「室町幕府奉公衆体制と『室町殿家司』」(『室町幕府將軍権力の研究』(東京大学日本史学研究室、一九九五年、初出一九八〇年)、同「足利義教初期における將軍近習の動向」(同右著書、初出一九八八年)。

〔御所奉行について〕山家浩樹「室町幕府政所と伊勢貞継」(『室町時代研究』一、二〇〇二年)。

ほかに、百瀬同左論文、一八四―一八七頁。

② 貞親・貞宗に関する研究

〔將軍権力研究〕百瀬今朝雄「応仁・文明の乱」(『岩波講座日本歴史七 中世三』岩波書店、一九七六年)、鳥居和之「嘉吉の乱後の管領政治」(『年報中世史研究』五、一九八〇年)、青山英夫「『文正の政変』に関する覚書」(『上智史学』三一、一九八六年)、鳥居和之「応仁・文明の乱後の室町幕府」(『史学雑誌』九六―二、一九八七年)、家永同右著書、野田泰三「東山殿足利義政の政治的位置付けをめぐって」(『日本史研究』三九九、一九九五年)、田中淳子「室町幕府御料所の構造とその展開」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』古代・中世) 思文閣出版、一九九七年)、家永遵嗣「三魔」―足利義政初期における將軍近臣の動向―」(『日本歴史』六一六、一九九九年)、吉田賢司「室町幕府の軍事親裁制度―義政期を中心に―」(『史学雑誌』一一五―四、二〇〇六年)。

〔後期室町幕府研究〕幕府経済における料所の位置づけと伊勢氏については、桑山浩然「室町幕府経済の構造」(『室町幕府の政治と経済』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九六五年)。幕府財政への関わりについては、五味後掲註(7)「管領制と大名制―その転換―」、百瀬同右論文、一八五頁、鳥居同右「嘉吉の乱後の管領政治」、早島大祐「足利義政親政期の財政再建」(『首都の経済と室町幕府』吉川弘文館、二〇〇六年、初出一九九九年)。明応の政変への関わりについては、飯倉晴武「応仁の乱以降における室町幕府の性格」(『日本古文書学論集八 中世IV』(吉川弘文館、一九八七年、初出一九七五年)、石田晴男「山城国一揆の

- 解体―特に「惣国一揆」の観点から―」（『信大史学』六、一九八二年）、青山英夫「『明応の政変』に関する覚書」（『上智史学』二八、一九八三年）、横尾国和「明応の政変と細川氏内衆上原元秀」（『日本歴史』四二七、一九八三年）、家永遵嗣「明応二年の政変と伊勢宗瑞（北条早雲）の人物」（『成城大学短期大学部紀要』二七、一九九六年）、山田康弘「明応の政変直後の幕府内体制」（『戦国期室町幕府と將軍』吉川弘文館、二〇〇〇年）。
- 〔政所沙汰研究〕桑山浩然「室町幕府政所の構成と機能」（同右著書、初出一九六七年）、百瀬同右論文、一八五頁、鳥居同右「嘉吉の乱後の管領政治」、設楽薫「政所内談記録」の研究―室町幕府「政所沙汰」における評議体制の変化について―」（『年報中世史研究』一三、一九八八年）、森佳子「室町幕府政所の構成と機能―文明期を中心として―」（『年報中世史研究』一三、一九八八年）、早島大祐「京都近郊における永代売買地の安定化―一五・一六世紀における永代売買地の保証形態―」（同右著書、初出一九九九年）。なお、戦国期以降、伊勢氏による政所沙汰の終焉までは、山田康弘「戦国期の政所沙汰」（同右著書、初出一九九三年）。
- 〔武家故実研究〕宮崎隆旨「伊勢流故実形成に関する一考察―その記録と故実書を中心として―」（横田健一先生古稀記念会編「横田健一先生古稀記念文化史論叢下」創元社、一九八七年）、二木謙一「伊勢流故実の形成と展開」（『中世武家儀礼の研究』吉川弘文館、一九八五年、初出一九六七年）。
- 〔家族・女性史研究〕田端泰子「中世の家と教育―伊勢氏・蜷川氏の家、家職と教育―」（『日本中世の社会と女性』吉川弘文館、一九九八年、初出一九九六年）。
- これらの諸研究により、伊勢氏とりわけ貞親・貞宗が政治・経済・軍事・社会・文化など多方面で権力を行使し、大きな影響を及ぼしたことが明らかにされている。
- (6) 新行紀一「伊勢氏と松平氏」（『歴史研究（愛知教育大学）』二一、一九七四年）。以下、新行前掲論文とは本論文を指す。
- (7) 五味文彦「管領制と大名制―その転換―」（『神戸大学文学部紀要』四、一九七五年）。以下、五味前掲論文とは本論文を指す。
- (8) 井原今朝男「蜷川貞相の法楽和歌奉納と領主間ネットワーク」（『日本史研究』五一五、二〇〇五年）。以下、井原前掲論文とは本論文を指す。
- (9) 今谷明「増訂室町幕府侍所頭人並山城守護付所司代・守護代・郡代補任沿革考証稿」（『守護領国支配機構の研究』法政大学出版局、一九八六年、初出一九七五年）、六一頁註(23)、百瀬今朝雄前掲註(5)。「応仁・文明の乱」、二〇九頁、小泉義博「室町幕府奉行人奉書の充所」（『日本古文书学論集八 中世IV』吉川弘文館、一九八七年、初出一九七六年）、一五四頁。
- (10) まとまったものとしては、西島太郎の研究（『近江国湖西の在地領主と室町幕府』、『年報中世史研究』二八、二〇〇三年）があげられるにすぎない。西島は近江国の被官衆について検討し、彼らが幕府御家人ではない土豪層であるという特徴とともに、饗庭氏ら個々の被官の動向についても論じている。なお、ほかにも行論中で伊勢氏被官に触れた研究は散見されるが、それらについては必要に応じて適宜引用する。
- (11) 新行前掲論文、九頁。
- (12) 五味前掲論文、三八頁。
- (13) 井原前掲論文、一三頁。
- (14) 新行前掲論文、一三頁。
- (15) 伊勢氏在国被官の総数について、新行紀一（新行前掲論文、九頁）は一三か国七三人と提示し、五味文彦（五味前掲論文、三六頁）は貴殿被官と武庫被官の別があり、それらは、①山徒、②西岡被官人、③京近国散在国人と分類できることを指摘した。それらを踏まえて西島太郎（前掲註(10)）「近江国湖西の在地領主と室町幕府」、一四一頁）は、伊勢貞綱や貞藤の被官も含めた総数を提示しており、最新の成果である。
- (16) 井原前掲論文、一五―一六頁。
- (17) 政所公人については、丹生谷哲一「室町幕府の下級官人―公人を中心に―」（『増補 検非違使―中世のけがれと権力―』平凡社ライブラリー）、平凡社、二〇〇八年、初出一九八二年）。その職掌の一つに「御成時、御物二付参事」がある（『中世法制史料集第二巻 室町幕府法』追加法四四九―四六三条）。
- (18) 平野明夫「京都の松平氏」（『国学院大学大学院紀要 文学研究科』二四、一九九三年）、四五―四六頁。
- (19) 以下「親元」と略称し、年月日条（巻一頁）の順に記す。なお、『親元日記』の書誌などについては、『増補続史料大成』「解題」（桑山浩然執筆）のほか、桑山前掲註(5)「室町幕府経済の構造」、九六―九七頁掲載の表六、同「蜷川親元日記の断簡」（『日本歴史』二六一、一九七〇年）、設楽薫「蜷川親元日記」（『日本歴史』古記録』総覧 古代・中世篇』新人物往来社、一九九〇年）。
- (20) 下村效「寄親・寄子」（『国史大辞典 一四巻』吉川弘文館、一九九三年）。なお、寄親寄子制研究については、本論むすびに、および後掲註(60)。
- (21) 「親元日記」では伊勢氏被官を「御被官」と表現する。この点については、神田千里「戦国期における山城国革島氏の活動基盤」（『史学雑誌』九六一―九、一九八七年）、五九頁、西島前掲註(10)「近江国湖西の在地領主と室町幕府」、一四一―一四二頁、後掲註(31)の諸文献。
- (22) 「野依」は野依若狭守雄春（本文「史料一七」参照）。野依若狭守は、伊勢貞宗奏者（『増補続史料大成 結番日記』）、室町第の庭修築にさいしての「御普請奉行」（『蜷川親元日記』『大日本史料』第八編之十、文明十年（一四七八）三

- 月二十九日条「三九七頁」、伊勢貞宗の伊勢参宮への御供衆（「蛭川親元日記」〈同右書、文明十年九月一日条「六四七頁」〉）などの活動所見がある。「掃部」は蛭川掃部助淳親（本文「史料四」⑥）参照。「蛭丹州」は蛭川貞雄（井原前掲論文、一六頁）。「斎藤小次郎」は、文明十六年（一四八四）二月一日蛭川親元書状案（「大日本古文书 蛭川家文书」一一一四九、越中国阿怒荘文书案）において、親元が「傍輩斎藤小次郎」と称しているため、親元と同じく在京被官と考えられる。
- (23) 新行前掲論文、一一頁。
- (24) 所理喜夫「徳川將軍家の生成」（「徳川將軍権力の構造」吉川弘文館、一九八四年）、一三六～一四一頁、新行紀一「戦国大名松平氏の成立過程」（「一向一揆の基礎構造」吉川弘文館、一九七五年）、二七～三八頁、平野明夫「三河松平一族」（「新人物往来社、二〇〇二年）、七八～八七頁、前掲註（2）「新編岡崎市史」、三七六～三八四頁、前掲註（2）「新編安城市史」、四二八～四三二頁。
- (25) 井原前掲論文、一三頁。
- (26) 戸田氏については、新行紀一「十五世紀三河の守護と国人」（「年報中世史研究」四、一九七九年）、四〇～四二頁、加藤寛二・新行紀一「中世戸田氏について」（「講演記録」（「愛知県史研究」創刊号、一九九七年）。
- (27) 今谷明「和泉半国守護考」（「前掲註（9）」著書、初出一九七八年）。
- (28) 「親元日記」に文書案が記載され、親元の註記が加えられているのはそのためであろう。
- (29) なお、本論で検討した文書発給システムは在京被官との関わりがみられる一事例であって、伊勢家の家政文書体系の一面面にすぎない。
- (30) 井原前掲論文、一一～一二頁。
- (31) 五味前掲論文、三六頁、井原前掲論文、一一二頁。
- (32) 「親元」寛正六年八月二十二日条（一一四〇六頁）に「蛭川出雲守上洛、先年山田庄下向之後初也、」（傍点筆者）とある。
- (33) この点について、すでに五味文彦は蛭川出雲守の在国活動から、「彼等（在京被官）筆者註」はしばしば料所に滞在して重要な働きを示している。（「五味前掲論文、三七頁」と指摘するが、在京・在国の往復活動に関する具体的な検討はなされていない。
- (34) これまで、「親元日記」当該条所載伊勢貞宗書状案の「同名六郎殿」は蛭川六郎と理解されている（「角川日本地名大辞典二三 愛知県」「落合郷」の項、「愛知県史資料編九 中世二」二一八三）。しかし本論では、①貞宗は充所を「蛭川出雲守へ」と殿付けなしとする一方、文中の「同名六郎殿」には「殿」と敬称を付しており、同名「蛭川氏」とした場合に両者の書き分けが疑問であること、②落合郷は「康正二年造内裏段銭并国役引付」では伊勢左京亮の知行である（「同右地名辞典」こと、③本論中に記したように、「幕府番帳」に「伊勢六郎」なる人物がみえることから、「同名六郎殿」は伊勢六郎と解した。
- (35) 当番帳については、今谷明「東山殿時代大名外様附」について「奉公衆の解体と再編」（「前掲註（4）」著書、初出一九八〇年）、三三四頁、福田豊彦「室町幕府の奉公衆体制」（「室町幕府と国人」一揆」吉川弘文館、一九九五年、初出一九八八年、八六～八七頁。
- (36) 丹生谷前掲註（17）「室町幕府の下級官人—公人を中心に」、三四一頁。御衆の職掌は御膳供御、歳暮美物の出納、納銭方の役、御料所年貢の収納であった（「同右論文、三二七頁」。
- (37) 五味前掲論文、三六頁。
- (38) 新行前掲論文、一一頁。
- (39) 五味前掲論文、三九頁。
- (40) 新行前掲論文、一一頁、五味前掲論文、四〇頁、神田前掲註（21）「戦国初期における山城国革島氏の活動基盤」、五二頁。ほかに、家永前掲註（5）「明応二年の政変と伊勢宗瑞（北条早雲）の脈」、四二～四五頁でも、充所の被官中の性格について検討している。
- (41) 早島大祐「京都西郊地域における荘園制社会の解体」（「前掲註（5）」著書、二〇〇六年）。
- (42) 早島同右論文、三一七頁。
- (43) 永原慶二「大名領国制の構造」（「戦国期の政治経済構造」岩波書店、一九九七年、初出一九七六年）、三八～三九頁。
- (44) 永原は小領主について、「本来主として名主級の上層農民で、加地子取取権を買得集積し、村落共同体秩序を掌握・私物化しつつ領主的上昇を指向する社会層」と規定している（「同右論文、三六頁」。
- (45) これまでの研究では、「親元日記」以外に、①「史料集 経覚私要鈔」第七卷、応仁元年（一四六七）五月三十日条、②「増補続史料大成 大乘院寺社雑事記」第四卷、文正元年（一四六六）九月九日条、③「大乘院寺社雑事記」文正十五年（一四八三）六月二日（「大日本史料」第八編之十五、文明十五年六月是月条（四五二～四五三頁））を根拠に、伊勢氏が「軍事的にも大きな勢力を有しており」（「二木前掲註（5）」「伊勢流故実の形成と展開」、二二六頁）、「軍事力においても（中略）かなりのものを持っていた」（「宮崎前掲註（5）」「室町初期における伊勢氏の動向—貞継を中心として—」、一七四頁）との評価がなされている。しかしその根拠について、①は、文正政変で没落した貞親が、伊勢国人の長野氏と関氏を併い上洛するという記事で、彼らが伊勢氏被官であったわけではない。②は、京の土倉や町人に伊勢氏被官の者がいたということを示したものにすぎない。③は、山城九條の地を細川氏と伊勢氏が「公事」に相論したと

いうことを記すだけで、被官については全く触れていない。つまりこれらは伊勢氏被官の軍事力を示す根拠たりえないのである。

- (46) 設楽薫「応仁の乱勃発前後における蝮川親元の動向」『日本歴史』五四二、一九九三年、六八頁。文正の政変については、ほかに、百瀬前掲註(5)「応仁・文明の乱」、一九四頁、青山前掲註(5)「文正の政変」に関する覚書、家永前掲註(5)著書、二八六～三三二頁。

- (47) 新行前掲論文、一三頁。

- (48) 偏諱授与の政治的および主従関係における意義については、加藤秀幸「一字書出と官途(受領) 挙状の混淆について」『古文書研究』五、一九七一年、二五頁、二本謙一「偏諱授与および毛毘毘敷・白傘袋免許」(前掲註(5)著書、初出一九七九年)、飯沼賢司「人名小考―中世の身分・イエ・社会をめぐって―」(竹内理三先生喜寿記念論文集刊行会編『莊園制と中世社会』東京堂出版、一九八四年)、三四五頁、池享「大名領国制の展開と將軍・天皇」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史四 中世二』東京大学出版会、一九八五年)、二四五～二四六頁、富田正弘「室町殿と天皇」(『日本史研究』三一、一九八九年)、二四頁、水野智之「室町將軍の偏諱と猶子―公家衆・僧衆を対象として―」(『室町時代公武関係の研究』吉川弘文館、二〇〇五年、初出一九八八年)、同「偏諱・猶子・姻戚関係にみる大名と公家衆の関係」(同右著書、二〇〇五年)、大塚俊司「大友氏の加冠・偏諱授与と家臣団」(『年報中世史研究』三二、二〇〇七年)。

- (49) 新行前掲論文、一二頁、田端前掲註(5)「中世の家と教育―伊勢氏・蝮川氏の家、家職と教育―」、三〇五頁、西島前掲註(10)「近江国湖西の在地領主と室町幕府」、一四七頁、など。

- (50) 天文十六年(一五四七) 正月日三上秀長申状案(「別本賦引付」)〔室町幕府引付史料集成 上巻〕、四三八頁)には「祖父父越前守貞光(中略)祖父陸元」とある。

- (51) 新行紀一は、矢部八郎左衛門尉定利の子八郎への偏諱授与(「親元」文明十三年(一四八二)八月二十七日条(一―二三八頁))を在国被官の唯一の事例として紹介している(新行前掲論文、二二頁)。しかし矢部八郎は、『東山殿時代大名外様附』(今谷前掲註(35)「東山殿時代大名外様附」)について「奉公衆の解体と再編」(「矢部八郎左衛門尉」)、「矢部八郎」(「長享元年九月十二日常德院殿様江州御動座當時在陣衆着到」(群書類従二九輯)一番衆に「矢部八郎」がみえるように奉公衆である。したがって、現在のところ、在国被官への偏諱授与を具体的に示す史料はみあたらない。

- (52) 田端前掲註(5)「中世の家と教育―伊勢氏・蝮川氏の家、家職と教育―」、二九二頁。

- (53) 桐野河内村については、一倉喜好「丹波国桐野河内における室町幕府権力の失墜」(『日本歴史』一三三、一九五九年)、森末由美子「室町幕府御料所に関する一考察―その経営実態を中心として―」(小川信編『論集日本歴史五 室町政権』有精堂出版、一九七五年、初出一九七一年)、二五五～二六二頁。

- (54) 五味前掲論文、三八頁。

- (55) 「親元」寛正六年(一四六五)七月七日条(一―三四一頁)、同十二月八日条(二―四七頁)から、一族の武正弥四郎が武庫被官であったことがわかる。

- (56) 伊勢氏被官としての戸田氏・松平氏については、前掲註(24)(26)の諸文献。

- (57) 『史料纂集 言継卿記』第三卷、弘治三年(一五五七)三月十四日条。

- (58) 系図上には「十郎右兵衛」なる人物はみえない。しかし、尾張国内には「蝮川」なる地名がないこと(『日本歴史地名体系四九 総索引』平凡社、二〇〇五年、金井弘夫編『新日本地名索引 第一巻』アポック社、一九九三年、参照)、また、本論中でみた蝮川出雲守親賢や、知多郡幡頭崎城の計略につき足利義政から感状を得た蝮川越中守親吉(永享十二年(一四四〇)六月二十四日將軍足利義政御内書案(『大日本古文書 蝮川家文書』一―二六)などの尾張国内での諸活動から、蝮川一族が土着したものではないかと思われる。なお、『新編東浦町誌 本文編』(一九九八年)は、「蝮川十郎右兵衛」の属した水野氏が伊勢氏被官であった可能性を提起している(一八四―一八五頁)。

- (59) 新行前掲論文、一三頁、前掲註(2)「新編岡崎市史」、三八八―三八九頁。

- (60) 寄親寄子制については、萩原龍夫「戦国大名家臣団の構成―とくに寄親寄子制について―」(『歴史教育』七―八、一九五九年)、村田修三「戦国大名毛利氏の権力構造」(『日本史研究』七三、一九六四年)、外山幹夫「大友氏の軍事組織について―一揆・衆中・寄子・同心等をめぐって―」(『九州史学』二八、一九六四年)、鈴木登「武田氏の権力構造としての家臣団の一考察―寄親・寄子制を中心として―」(『秋大史学』一三、一九六五年)、永原前掲註(43)「大名領国制の構造」、菊池武雄「戦国大名の権力構造―遠州蒲御厨を中心として―」(『戦国大名論集一 戦国大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出一九五三年)、桑波田興「大友氏家臣団についての一考察」(『戦国大名論集七 九州大名の研究』吉川弘文館、一九八三年、初出一九六二年)、下村效「今川氏名目録」よりみた寄親寄子制」(『戦国大名論集二 今川氏の研究』吉川弘文館、一九八四年、初出一九六九年)、池享「戦国大名の権力基盤」(『大名領国制の研究』校倉書房、一九九五年、初出一九八二年)、秋山伸隆「戦国大名毛利氏の軍事組織―寄親・一所衆制を中心として―」(『戦国大名毛利氏の研究』吉川弘文館、一九九八年、初出一九八三年)、池上裕子「戦国大名領国における所領および家臣団編成の展開」(『戦国時代社会構造の研究』校倉書房、一九九九年、初出一九七六年)など、次註以下の引用論文は、特に明記しないかぎりすべて本註に示したもので

ある。よって引用に際しては「○○前掲論文、頁数」と略記する。

(61) 菊池前掲論文、三二一～三三三頁、萩原前掲論文、一四頁。

(62) 鈴木前掲論文、三五頁、池上前掲論文、七一頁～七五頁、池前掲論文、二六三～二六五頁。

(63) 萩原前掲論文一五頁、村田前掲論文、五頁、鈴木前掲論文、三五・三七頁、永原前掲論文、三六頁、秋山前掲論文、一二四～一二七頁、池上前掲論文、七七～七八頁。このうち、村田前掲論文は、毛利氏権力が「一所衆所帯注文」によって寄親や一所衆の知行高を把握していたことを明らかにしている。池上前掲論文は「小田原衆所領役帳」の分析から、その作成自体に大名権力による強力な衆編成が反映されていたことを明らかにしている。分国法ではないが、大名権力による寄親寄子把握を示す事例である。

(64) 菊池前掲論文、三二一～三三三頁、永原前掲論文、三六～四〇頁、池前掲論文、秋山前掲論文、一二〇～一二四頁、池上前掲論文、七四～七五頁。

(65) 室町期の事例として、伊勢氏のほかにも、細川京兆家被官赤沢氏・上原氏・薬師寺氏・安富氏らの寄子が知られている(菊池前掲論文、三三三頁註(4)～(5)、下村前掲論文、二二〇頁註(17)、横尾前掲註(5)「明応の政変と細川氏内衆上原元秀」、五三頁)、下村前掲註(20)「寄親・寄子」。

(国立歴史民俗博物館研究補助業務従事者、
国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇九年七月一五日受付、二〇一〇年一月一三日審査終了)

Power Structure of the Ise Clan in the Mid-15th Century and *Hikan*

NAKAJIMA Takeharu

It is known that strategic traffic points around the Ise Bay Inland Sea, broadly speaking consisting of Ise Bay, Chita Bay, Mikawa Bay and Atsumi Bay, were under the control of the Muromachi shogun. Using the abundance of extant historical materials, this paper explores the historical influence that the power structure of the Ise clan had on that area. At that time, the Ise clan was close to the shogun and held positions in the shogunate's office of administration (*mandokoro*) and also had connections with the Ise Bay Inland Sea.

Through a study of the connections that existed between the Ise clan and *hikan* (low-ranking retainers) in the mid-15th century, this paper presents a general portrait of the organization of *hikan*, and in addition to identifying underlying organizational principles, it also examines characteristics of the power structure of the Ise clan.

Ise clan administrative officials who served in the capital (Kyoto *hikan*) served at the Muromachi palace as personal attendants of the shogun. When they served in their home province they made the local inhabitants their retainers, thus playing an important role in the formation of Ise clan *hikan*. The brokering by Kyoto *hikan* of meetings between provincial *hikan* and the Ise clan, attendance at imperial succession ceremonies and gifts was not ad-hoc, but a general practice. The relationship between the Kyoto *hikan* and provincial *hikan* was one of “*moshitsugi – yoriko*,” that is, between bakufu spokesmen for the imperial court and dependent retainers.

We may conjecture that provincial *hikan*, who are seen as having constituted the military base of the Ise clan, gave their military cooperation to the Kyoto *hikan* whom they served. This most likely occurred because provincial *hikan* oversaw shogunal holdings and Kyoto *hikan*, who did not have their own provincial base, were frequently ordered by the Ise clan to assist bakufu vassals with *shugo* (military governor) reprimands. That is to say, the power structure afforded a give-and-take relationship between the two parties. However, since provincial *hikan* were still involved in farming, there were divisions and conflicts over the various local issues they faced, which even saw them resorting to arms to resolve a situation, resulting in an unstable military base.

Whereas Kyoto *hikan* and provincial *hikan* had a “*moshitsugi – yoriko*” relationship, a study of the process of the confirmation of inheritance confirms links between members of the same family and the right to manage family property. Accordingly, their activities as administrative officials were combined with a bureaucratic organization for family property. In other words, the power of the Ise clan was based on a two-tiered structure comprising a family property bureaucracy and a “*moshitsugi – yoriko*” relationship. The different actions taken by *hikan* in the Bunsho change in power in which Ise Sadachika lost his power were the result of a structural problem in the

power of the Ise clan caused by the differences in the two organizational principles.

It is precisely this power organization based on the characteristics of the power structure of the Ise clan that enabled local overlords (*kokujin*) with genealogical ties to Ise clan *hikan* to remain active in the Ise Bay Inland Sea area up until the Sengoku period.

Key words: Ise clan, *hikan*, family property bureaucracy, *moshitsugi*, *yoriko*